

告示

埼玉県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ヘルスファーマシ ー薬局 杉戸高野 台店	北葛飾郡杉戸町 高野台西二― 一―二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年一月三十 一日
指定福祉用具貸与 事業所 ここ・さ ぽーと	北足立郡伊奈町 大針三三八―一 六一	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	平成二十一年十一 月三十日